

平成 30 年度 事業計画書

公益財団法人 日本ソフトボール協会

公益財団法人日本ソフトボール協会はわが国におけるソフトボール界を統轄し、代表する団体として、定款に掲げる目的を達成するため、以下の諸事業を計画実施する。

公益目的事業

<ソフトボールの普及奨励及び競技力向上>

1) 国内普及事業

- ・小学生低学年および幼児における未経験者への普及振興事業（補助金交付事業）

ソフトボール競技者人口減少を喫緊の課題と捉え、加盟団体（以下「都道府県協会」という。）とともに国内における普及振興事業を推進する。この事業は、小学生低学年および幼児におけるソフトボール未経験者に合った「導入プログラム」を作成し、この「導入プログラム」を活用して事業を実施した都道府県協会に対し補助金を交付する補助事業として実施する。

- ・幼児期からのベースボール型体験プログラム普及振興事業（参加型普及事業）

ソフトボール競技者人口減少を喫緊の課題と捉え、教員やオリンピック、そして日本リーグ経験選手等で構成するプロジェクト（キッズ普及振興プロジェクト）を設置して、山梨県内および実施可能な都道府県・地域の保育園・幼稚園や保育所における幼児や親子を対象に「参加型プログラム（山梨モデル）」を導入し体験してもらうことで、園児は小学校でのベースボール型授業への参加のし易さ、保護者は幼児期におけるベースボール型（用具）に対する安心感や幼児期に必要な身体運動の必要性を感じてもらうことを目的に実施する。

- ・学校体育ベースボール型授業研修会における普及振興事業（教員向け研修事業）

文部科学省・学習指導要領の改訂に伴い、平成 24 年度から球技・ベースボール型が中学校 1・2 年生の必須科目となったことを受け、教員で構成するプロジェクト（学校体育推進委員会）を設置して、体育授業の継続的な実施が叶うよう全国都道府県・市町村教育委員会で開催される「授業研究会」に参画し、全国小・中学校教員に向けた授業研究を行うことを目的とし全国 17 会場で開催する。

- ・日本リーグ加盟チームおよび日本トップリーグ連携機構による普及振興事業

日本リーグ加盟チームは、日本リーグ開催時に地元でソフトボールを行っている子供達を対象にソフトボールクリニックを実施する。また、日本トップリーグ連携機構ではソフトボールクリニックやボールゲームフェスタなどを実施して、ソフトボール以外のボールゲームの体験を行い普及活動を行う。

そして、普及振興策として、他にもソフトボールの魅力を発信するためのポスター・チラシなどを制作し都道府県協会をはじめ全国に配布 PR することやアスリート委員会を中心に競技者の目線で今後ソフトボール界に必要な事業の検討を行っていく。

2) 国際交流事業

アジア近隣諸国とのスポーツ交流の促進と相互理解を深めることを目的に平成 30 年度で第 18 回目となる高校女子を対象とした「日韓ジュニアスポーツ交流事業」を行う。日本・韓国の両国の友好親善とソフトボールの普及・振興、競技力向上を図る。

また、選手強化本部で進めている GEM プロジェクト（女子ジュニア育成プログラム）で選考した中学生女子を台湾に派遣し、両国の友好親善とソフトボールの普及・振興、競技力向上を図る。

さらに、JICA（国際交流機構）と連携を取りながらアジア地区、発展途上国へ指導者を派遣し、ソフトボール競技の普及活動を進める。

3) 広報事業

東京運動記者クラブ分科会をはじめとする各種マスコミメディアとの連携を保ちながら、都道府県協会とともに各大会及びソフトボール競技の広報活動を行う。

また、協会ホームページの内容改善・充実を図り、大会等のインターネットを使った動画配信も行う。

「各都道府県協会における広報活動の手引き」を作成して都道府県協会に配布し、ソフトボールファン拡大に努める。

4) 強化事業

我が国におけるソフトボール競技の更なる競技力向上と競技者育成プログラムの推進を図り、国際舞台で活躍できる選手の育成、強化を積極的に推進するため別紙事業を実施する。

5) 技術研究事業

技術委員会を年 3 回開催し、トップレベル選手の動作解析など競技力向上へ寄与するための調査・研究を行う。

<ソフトボールに関する競技会の開催>

- 1) 平成 30 年度全日本大会並びに日本リーグの開催（別紙参照）
- 2) 2018 JAPAN CUP 国際女子ソフトボール大会の開催
- 3) 日米対抗女子ソフトボール大会の開催
- 4) 第 16 回世界女子選手権大会の開催

<ソフトボールに関する代表選手の選考ならびに派遣>

- 1) 女子 GEM1（U14）日本代表選手選考会の実施
- 2) 女子 GEM2（U16）日本代表選手選考会の実施

- 3) 女子 GEM3 (U19) 日本代表選手選考会の実施
- 4) 男子日本代表選手選考会の実施
- 5) 第 16 回世界女子選手権大会 (女子日本代表)
- 6) 第 18 回アジア競技大会 (女子日本代表) (インドネシア)
- 7) 第 7 回東アジアカップ大会派遣 (女子大学日本代表)
- 8) 日米対抗女子大会派遣 (女子日本代表)
- 9) 2018 JAPAN CUP 大会派遣 (女子日本代表)
- 10) US ワールドカップ大会派遣 (女子日本代表) (アメリカ)
- 11) カナダカップ大会派遣 (女子 GEM2 (U16) 日本代表) (カナダ)
- 12) 第 7 回アジア女子ジュニア選手権大会派遣 (女子 GEM2 (U16) 日本代表) (フィリピン)
- 13) 第 12 回世界男子ジュニア選手権大会派遣 (男子 GEM3 (U19) 日本代表) (カナダ)
- 14) 第 10 回アジア男子選手権大会派遣 (男子大学日本代表) (インドネシア)

<ソフトボールに関する競技規則の制定>

- 1) ルール委員会 (オフィシャル・ルール改訂委員会) を 4 回開催し、平成 31 年度のオフィシャル・ソフトボール・ルールの制定作業を行う。

<ソフトボール競技公認審判員、記録員及び指導者の認定ならびに養成>

審判員、記録員、指導者の減少と高齢化が進む中、積極的に認定会・講習会の開催を推進する。

- 1) 公認審判員認定会
平成 30 年度における認定は、全国 6 地区 7 会場で実施する。
- 2) 公式記録員認定会
平成 30 年度における認定は、全国 4 地区の 5 会場で実施する。
- 3) 準指導員養成講習会
平成 30 年度における認定は、全国 47 支部で実施する。
- 4) 公認指導員・上級指導員養成講習会
公認指導員・上級指導員の養成は、全国 47 支部で計画実施する。
- 5) 公認コーチ・上級コーチ養成講習会
公認コーチ・上級コーチ養成講習会 (期日・会場未定) を実施する。
- 6) 審判・記録合同委員会
審判委員会・記録委員会の合同委員会を開催し、平成 31 年度に向けてのルール改正点の確認など連携を図る。
- 7) 指導者中央研修会実施
平成 31 年 2 月、全国の各都道府県ソフトボール協会の中核となる指導者委員長ならびに

公認スポーツ指導者を対象に、指導者の指導力の向上と指導者相互の連帯感を深め、組織的な指導体制づくりを積極的に推進するために実施する。

<ソフトボール用品・用具の検定>

1) 用具検定会の実施

平成 30 年度における用具検定会は、年間 2 回実施する。

<機関誌及び刊行物の発行>

1) 平成 30 年度の刊行物

- ・ オフィシャルソフトボールルールブック（2018年度版）
- ・ オフィシャルソフトボールルールケースブック
- ・ 競技者必携（2018年度版）
- ・ スコアリングマニュアル
- ・ 指導教本
- ・ ミニソフトボールガイドブック
- ・ ドーピング防止リーフレット
- ・ 熱中症予防リーフレット
- ・ 指導者向け（体罰・ハラスメント防止）リーフレット
- ・ 学校体育ソフトボールガイドブック
- ・ 日本女子リーグプログラム

<アンチ・ドーピングの普及>

- 1) ドーピング防止のためのリーフレットの作成・配布
- 2) ドーピング検査の実施（48 検体）
- 3) ドーピング防止研修会の開催

<その他この法人の目的を達成するために必要な事業>

- 1) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

収益目的事業

<機関誌及び刊行物の発行>

- 1) 会報（J S Aソフトボール機関誌）を年 11 回発行する。
- 2) 当法人が発行する刊行物に掲載する企業広告に対し広告料を徴収する。

<ソフトボール用品・用具の検定>

1) 用品・用具の検定

用具用品メーカーに対し、当法人が用具検定会において検定したオフィシャルボール、オフィシャルバット、オフィシャルヘルメット等の検定料を徴収する。

2) 商標提供

用具用品メーカーと覚書を取り交わし、当法人が保有するマーク等商標権の活用による自主財源の確保を図るためのマーケティング活動を推進する。

<その他この法人の目的を達成するために必要な事業>

1) コイン・バットリング・会員バッジを販売する。

2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

その他法人会計事業

<その他この法人の目的を達成するために必要な事業>

1) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会、世界野球・ソフトボール連盟、アジアソフトボール連盟に対し、ソフトボール界を代表して加盟する。

2) 理事会等、当法人の運営に必要とされる諸会議を実施する。

3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。